

令和6年度(令和5年分)給与支払報告書の提出について《注意事項》

1 提出が必要な方

- ① 令和6年1月1日現在、阿蘇市に居住する従業員の給与支払報告書については、阿蘇市総務部税務課あてに提出してください。
- ② 令和5年中に退職された方については、退職した日現在居住していた市区町村の税務担当課あてに提出してください。
- ③ 給与収入金額が 2,000 万円を超える方、年末調整が不要な方でも、給与支払報告書の提出は必要です。もれなく作成していただき該当の市区町村へ提出してください。

2 提出書類

- ① 総括表
※総括表には、全国共通様式と市区町村が独自に作成する様式とがあります。
本市では令和5年度の登録実績などを参考に、阿蘇市提出用の総括表を郵送しております。
提出に際しては、特段の事由が無い限り、阿蘇市提出用の様式をご利用ください。
- ② 個人別明細書(市区町村提出用)

3 提出の際ご注意いただきたいこと

- ① 給与支払報告書は、個人住民税の課税の根拠となる重要な書類ですので、受給者のフリガナ、生年月日、本人並びに(源泉・特別)控除対象配偶者及び扶養親族の個人番号を必ずご記入ください。
- ② 生命保険料の金額の内訳については、記載漏れがないようにお願いします。
- ④ この通知は昨年報告書を提出いただいた事業所様へ送付しています。令和5年分の該当者がいない場合は、報告・連絡等は不要です。
- ⑤ 給与支払報告書は、ホチキス針、のり等を使用せず、クリップや輪ゴムで留めて提出してください。
- ⑥ 本総括表は令和5年度の登録実績などに基づいて作成していますので、印字内容(事業所の名称等)に変更がありましたら訂正のうえ提出してください。
- ⑦ 提出の際は、個人住民税(市・県民税)の徴収方法(特別徴収又は普通徴収)ごとに分けて、それぞれ総括表(阿蘇市提出用)を添付してください。
- ⑧ 給与支払報告書の提出により、令和6年度の個人住民税(市・県民税)の徴収方法(特別徴収又は普通徴収)の決定を行いますので、特別徴収として給与支払報告書を提出された場合で、退職、転勤等の異動が生じた場合は速やかに「給与所得者異動届出書」を提出してください。
- ⑨ 熊本県及び県内市町村は、個人住民税(市・県民税)の特別徴収適正実施に取り組んでおります。特別徴収制度については[阿蘇市ホームページの掲載記事](#)もご参照ください。



阿蘇市ホームページ「給与からの特別徴収」

https://www.city.aso.kumamoto.jp/citizens/tax/municipal_tax/salary_collection/

4 提出後の内容訂正について

当初提出していただいた給与支払報告書の内容に誤りがあった場合は、正しい内容に訂正した給与支払報告書を再作成し、用紙左上に赤字で「訂正分」と明記してご提出ください。

5 提出期限 令和6年1月31日(水曜日)まで

6 提出先 〒869-2695 熊本県阿蘇市一の宮町宮地 504 番地 1
阿蘇市役所 税務課 市民税係